

青梅都市計画汚物処理場の決定（案）

青 梅 市

理由書

1 種類・名称

青梅都市計画汚物処理場第1号青梅市し尿処理場

2 理由

本市のし尿については、黒沢1丁目地内の処理施設において処理を行っているところである。

この施設は、民間事業者により、平成8年に建築基準法第51条ただし書きの規定にもとづき、東京都の都市計画審議会の議を経て設置したものであるが、平成10年に市が土地および施設の帰属を受け、現在は「青梅市し尿処理場」として管理・運営を行っている。

このたび竣工から約20年が経過し、施設が老朽化する中、公共下水道の普及に伴うし尿処理量の減少や、下水の処理方法の見直しによる浄化槽汚泥の安定的な処理への対応を図るため、「青梅市し尿処理場」の一部を改良し、し尿および浄化槽汚泥を併せて処理する施設に更新することで、効率的かつ恒久的な施設として再整備する。

なお、整備後は、青梅市、福生市、瑞穂町に加え、新たに羽村市のし尿および浄化槽汚泥を処理することとする。

このため、「青梅市し尿処理場」の約0.7ヘクタールの区域を青梅都市計画汚物処理場として都市計画決定するものである。